

## 県立高等学校における聴講生の受入れに関する取扱要領

### 1 趣旨

一人一人の学びを実現する生涯学習の振興及び社会に開かれた教育課程の実現をめざし、高等学校の特定の科目について履修を希望する社会人を聴講生として受け入れるに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### 2 聴講生を受入れる科目の決定

校長は、当該高等学校の教育課程に設置されている科目の中から、課程及び分校・校舎別に聴講生を受け入れる科目を決定するものとする。

### 3 実施計画の提出

- (1) 校長は、「聴講生の受入れに関する実施計画」（別記様式1）により、教育長宛て実施計画を提出するものとする。
- (2) 実施計画の届出は、実施前年度の2月20日までにを行うこととする。

### 4 聴講

聴講生は、聴講を承認された年度内で、かつ、聴講の承認を受けた科目の授業が実施される範囲において聴講することができる。

### 5 聴講生の応募資格及び募集

- (1) 聴講生として応募することのできる者は、県内に在住又は勤務する者で、学習意欲があり、和歌山県立高等学校規則第27条の2第3項に基づく者とする。ただし、校長が特に認めた者は、この限りでない。
- (2) 校長は、次の事項について定めた「聴講生の募集に関する要項」を実施の年度ごとに定め、聴講申請者に事前に周知するものとする。
  - ① 趣旨
  - ② 聴講の方法
  - ③ 応募先等
  - ④ 募集に関する事項
  - ⑤ 応募に関する事項
  - ⑥ 聴講の承認
  - ⑦ 聴講までの手続き及び費用
  - ⑧ 修了の認定
  - ⑨ 聴講の承認の取消し
  - ⑩ その他校長が必要と認める事項
- (3) 校長は、住民票や社員証等により県内在住又は県内在勤の確認を行うとともに、聴講申請者から「聴講承認申請書」（和歌山県立高等学校規則第27条の2第2項別記第6号様式）を提出させるものとする。

### 6 聴講の承認

- (1) 校長は、聴講申請者から提出させた「聴講承認申請書」の記述内容の審査や面接の実施など、必要な選考を行った上で、聴講を承認するものとする。
- (2) 聴講申請者が受入人数を上回った場合には、公平性・透明性を確保の上、抽選で決定する。

- (3) 聴講生の決定後、速やかに聴講申請者全員に結果を連絡する。
- (4) 校長は、聴講を承認した者に対し、「聴講承認書」(別記様式2)を実施年度の4月1日以降の日付で交付するものとする。

## 7 聴講にかかる費用の徴収

校長は、和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)に基づく授業料及びその他テキスト代等を徴収しなければならない。

## 8 聴講生台帳

校長は、実施年度ごとに「聴講生台帳」(別記様式3)を作成し、20年間保存するものとする。

## 9 聴講の承認の取消し

校長は、聴講生が和歌山県立高等学校規則第27条の2第4項の各号のいずれかに該当するとき及びその他校長が聴講の承認の取消しが必要と認めるときは、聴講の承認の全部又は一部を取り消すことができる。

なお、聴講の承認の全部又は一部を取り消すときは、「聴講承認取消通知書」(別記様式4)を交付するものとする。

## 10 修了の認定

校長は、聴講生の聴講の成果が当該科目の目標に照らして満足できると認めたときは、当該科目の聴講について修了の認定を行うものとする。

## 11 聴講修了証書

校長は、当該高等学校での聴講を修了したと認めた者に対して、「聴講生台帳」に基づいて、「聴講修了証書」(別記様式5)を交付するものとする。

## 12 聴講(修了)証明書

- (1) 校長は、聴講している者又は聴講を修了した者から、聴講の状況についての証明の請求があるときは、「聴講生台帳」に基づいて、「聴講(修了)証明書」(別記様式6)を交付するものとする。
- (2) 校長は、「聴講(修了)証明書」の交付に当たり、和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)に基づき、手数料を徴収しなければならない。

## 13 実施の報告

校長は、「聴講生の受入れに関する実施報告書」(別記様式7)により、当該年度の末日までに、教育長に実施の報告をするものとする。

## 14 実施上の留意事項

- (1) 校長は、聴講生受入れの実施に当たり、生徒及び保護者に対して十分な説明を行い、聴講生受入れの趣旨等について理解を求めるとする。また、聴講希望者に対して、聴講生募集の趣旨や聴講を希望する科目等の説明をし、理解を求めるとする。
- (2) 校長は、学校における結核対策として、聴講を承認した者から、1年以内に実

施した胸部エックス線検査で、結核等の所見がないことを証明した書類を提出させるものとする。

## 15 その他

これに定めるもののほか、聴講生受入れの実施に関し必要な事項は、県立学校教育課長が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。